

令和2年度の取組概要

警察庁

広報啓発資材と広報啓発活動の展開

広報・啓発用ポスターの英訳版を警察庁、米国土安全保障省移民・関税執行局捜査・取締局、日本ユニセフ協会及びECPATとの連名で作成し、日本語版と併せて、警察庁ウェブサイトに掲載するなどして広報啓発。

令和3年3月中、国内の主要な国際空港エリアに掲示。

ウェブサイトにおいて、子供の性被害防止プラン及び同プランの取組状況の英語版や、我が国の取組状況を英語で掲載する等、情報発信。

https://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp/index.html



国際社会への情報発信

令和3年2月、「第5回子供の性被害防止セミナー」をオンライン開催し、被害者支援等に携わる医師、オンラインゲーム関連団体、民間団体及び千葉県警察により、それぞれ発表がなされ、関係府省庁、外国機関、民間団体等から約180人が参加。



ツール対策／事業者対策

SNSを運営する24事業者で構成する「一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構」（英語名：Social Media Association of Japan、略称：SMAJ）の青少年保護ワーキンググループにおいて、参加事業者間の情報共有、調査研究及び広報啓発等の自主的な児童被害防止対策を推進。

警察庁も月1回開催される同機構主催の会議に積極的に参画し、児童被害の事例や被害の傾向等に関する情報提供を実施。

児童保護のための広報啓発活動

より潜在的な被害者に対する効果的な警察活動のため、都道府県警察において、SNS上の児童の性被害につながるおそれのある不適切な書き込みに対して、注意喚起を行う取組を推進。

